

# 学校いじめ防止基本方針

青森市立西中学校

## 1 はじめに

教育は、生徒一人一人の人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、中学校教育では、人生の扉を開く鍵に他ならない。その鍵の開け方の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、将来の夢をもち、堂々と社会を生き抜く力を付けさせることが、学校の責務でもある。したがって、学校は、あらゆる場面において生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景とした中学生が自ら命を絶つという痛ましい出来事が、未だなくならない現実がある。

本校においても、いじめの問題を重く受け止め、これまでもいじめ防止に向けた取り組みを青森市教育委員会や関係諸機関と連携を図りながら、未然防止、早期発見、認知及び早期対応等、指導の徹底を図ってきた。

今年度においても、いじめ防止推進教師を中核とした校内体制を一層強固なものとし、全教職員が『いじめは許さない』『いじめられた生徒を守り通す』という認識のもと、生徒が発しているサインを見逃すことなく、常に危機感をもって生徒に接し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていくものである。

## 2 教育目標

『夢の実現に励む生徒』

## 3 努力目標

- ・目標に向かって、前向きに学習する生徒
- ・互いに認め合い、よりよく行動する生徒
- ・時と場に応じて、安全で健康な生活をする生徒

## 4 めざす学校像

- (1) 爽やかなあいさつが飛び交う学校
- (2) 生徒一人一人が、自ら進んで学習に取り組む学校
- (3) 清掃がいきとどき、清潔で安全な学校
- (4) 明るい歌声が響き、マナーが守られる学校
- (5) 個性が輝き、いきいきと活動できる学校
- (6) 保護者・地域から信頼される学校

## 5 めざす教師像

- (1) 厳しさと優しさを持ち合わせ、見通しをもって指導できる教師
- (2) 毎日の授業を大切にしている教師
- (3) 生徒一人一人の個性を大切にしている教師
- (4) 常に生徒のそばにいる教師
- (5) 教育専門職としての誇りと自信をもち、常に研鑽に励む教師

## 6 基本的な方針

「全教職員が、共働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る」

### (1) 未然防止の取組

#### ① 授業の充実、授業改善【日々の実践】

- ・生徒活動を意図的・計画的に取り入れた授業の展開
- ・学び合う姿勢や主体性が身に付き、思考力や判断力の育成を図る授業展開
- ・生徒指導の機能（自己存在感・共感的人間関係・自己決定の場）を生かした授業を展開

#### ② 望ましい人間関係づくり

- ・学級活動、係活動、生徒会活動、学校行事を関連させた話し合い活動【毎週水曜日】
- ・小・中連携による活動の充実【6月壮行式、8月部活動体験、11月授業見学、ほか】
- ・職場訪問、職場体験の実施によるよりよい生き方を探究する学習の充実【9月】

#### ③ 道徳教育の充実【日々の実践】

- ・心に響く道徳の時間の指導方法の工夫
- ・いじめに関する価値項目、内容項目を重点的に学習するための年間指導計画の工夫

### (2) 早期発見・早期対応の取組

#### ① 変化を見逃さない工夫

- ・アンケートの実施【いじめ調査（毎月）、迷惑行為調査（毎学期）、適時性のある調査（長期休業明けなど）
- ・生活記録ノートや生徒との対話の中から、小さな変化の発見【日々の実践】
- ・保護者や地域住民からの情報提供や相談を受け入れる体制の整備【日々の実践】

#### ② 教育相談の充実

- ・定期的な二者面談【11月及び長期休業明け】、全校三者面談【8月】【12月3年のみ】の実施
- ・チャンス相談や個人面談の実施【日々の実践】

#### ③ 教員の指導力向上

- ・いじめに関する内容を扱った校内研修の実施  
（外部講師を招聘、ワークショップ等、効果的な研修内容の工夫）【5月、8月】
- ・個々の教員によって温度差が生じないように、共通理解を図る場面を多く設定【毎月】

### (3) 校内組織の充実

#### ① いじめ防止推進委員会

- ・いじめ防止推進委員会を位置付け、いじめの認知、早期対応に努める。【毎週】
- ・委員会は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事（いじめ防止推進教師）、養護教諭、特別支援コーディネーター、学校評議員、スクールカウンセラーをもって

組織する。(必要に応じて関係教職員が加わる)

② いじめ防止推進教師の配置

- ・いじめに関する些細な情報の集約、分析及び早期対応のために、いじめ防止推進教師を配置する。
- ・いじめ防止推進教師は、全学級を第三者的な視点で俯瞰的に捉えられる教員が務める。
- ・いじめ防止推進教師は、いじめに関する情報の記録の蓄積(データベース化)に努める。

③ 関係諸機関との連携

- ・いじめ防止に関する最新情報の入手、本校におけるいじめ状況の報告、いじめ発生時の対応等については、青森市教育委員会の指導、助言を得るなど連携して行う。
- ・保護者や地域の方々の理解と協力を得ながらいじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、本校のいじめ防止の取組を発信し、理解していただく。
- ・いじめの状況によっては、警察や児童相談所等関係機関と連携しながら対応する。

(4) いじめの発見

① アンケートの実施

ア 月1回の「いじめアンケート」の実施

- ・毎月20日前後に実施。いじめの有無及び相談希望の有無を直接的に問う。

イ 長期休業明け前後の「心身の健康観察」の実施

- ・各長期休業明け前後に実施。新学期開始に当たっての不安や悩み等を調査し、安心して新学期をスタートできるように、全教職員でサポートする。

ウ その他必要に応じて実施

② 日常的な観察【日々の実践】

ア 生活記録ノート

- ・毎日提出

イ 学校生活における観察

- ・授業、休み時間、給食、清掃時、部活動ほか

③ 保護者、地域の方々からの情報提供

ア 随時

(5) いじめの認知、対応

① いじめに関する情報を入手した場合

ア 情報入手者は、直ちにいじめ防止推進教師に報告

イ 当該学年の学年主任に報告した上で、学級担任(または他の教員)が個人面談を行い、詳しい状況を聞き取る。(場合によっては、保護者からの聞き取りも実施)

ウ 緊急性のある場合はただちに、それ以外は、学年主任が週1回開催のいじめ防止推進委員会において状況を報告する。

エ いじめ防止推進委員会において、いじめの認知を判断する。

オ いじめと認知した場合は、いじめ防止推進教師が中心となり、関係生徒への指導、いじめを受けた生徒へのケア、双方の保護者への連絡、再発防止策の検討等を行う。

② いじめの認知に至らなかった場合

ア 関係生徒との個人面談を行い、事実関係を確認する。

イ 継続して周辺の観察を行う。

### ③市教委への報告

- ア いじめを認知した場合は「いじめ対応シート」を指導課長あてに紙媒体で提出
- イ 毎月の状況を「いじめ状況報告書(月例)」にまとめ指導課長あてに紙媒体と電子媒体で提出
- ウ 解消の状況によっては、電話で報告する。

### (6) 関係生徒への対応

#### ①いじめられた生徒への対応

- ア 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録を残す。
- イ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ウ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、必要に応じて送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- エ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供をする。
- オ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- カ 家庭訪問や電話訪問を実施し、生徒に安心感をもたせる。
- キ 教育委員会に事実関係を報告する。

#### ②いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは絶対に許されないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過を報告するとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

### (7) 重大事態発生時

#### ① 重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 生徒の身体に重大な障害があった場合

#### ② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、市教育委員会に迅速に報告する。

#### ③ 重大事態の調査

- ア 重大事態が生じた場合は、学校評議員、スクールカウンセラー等のほか、市教育委員会が設置する青森市子どもの危機に向き合う緊急支援チームと連携しつつ、学校が主体的に調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、青森市個人情報保護条例等を踏まえる。